

学校法人加計学園 千葉科学大学附属高等学校

いじめ防止基本方針

～すべての生徒が互いを大切に、安心できる学校づくり～



はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び、人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、決して許させる行為ではない。

本校ではいじめが行われない、すべての生徒が安心できる学校づくりのために「学校法人 加計学園 千葉科学大学附属高等学校いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめとは

いじめとは、いじめ防止推進法(平成25年法律第71号 第二条、以下 法とする)にあるように「児童等に対して、当該児童等が在籍している当該生徒と一定の人間関係にあるほかの生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめの禁止

本校の生徒は、いかなる理由、いかなる場所、いかなる相手、いかなる状況においてもいじめを行ってはいけない。

いじめ防止のための措置

1. いじめについての共通理解

いじめ防止における具体的な指導上の留意点などについて、校内研修等で周知を図り、いじめについての共通理解を図る。

2. 「豊かな心」の育成

本校では道徳「創設者の道」、公共を中心とする各教科のスクーリングや部活動など、教育活動全体を通して、豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うように適切な教育を行っていく。

3. 様々な状況・環境での生活スタイルを持つ生徒同士の相互理解を深める

様々な生活様式や文化を持つ生徒たちの国際交流等を通して、他者を理解するとともに、違いを受け入れ相互に協力する心を育てる。

4. インターネット上でのいじめ防止に向けての対策

情報の授業を中心とする各教科のスクーリングや部活動など、教育活動全体を通じてネットリテラシーの育成を目指すとともに、職員・生徒ともにインターネット(SNS など)使用上の留意点の周知を図り、インターネット上でのいじめ発生防止に努める。

5. 教員の意識向上

チェックリストの活用や研修会等がいじめ防止に関する意識の向上を図る。

いじめに対する措置

1. いじめの早期発見

本校職員は、スクーリングや部活動を含む課題活動、その他教育活動全般において生徒との良好な関係性を構築し、生徒理解に最善を尽くし、わずかな変化を見落とさないように、いじめの早期発見に努める。また、本校では教育相談を随時必要に応じて行っていく。

必要に応じて「いじめをなくすためのアンケート」を集約し、本校生徒の「いじめに対する認識」「いじめに対する考え」「いじめの有無」などについて把握できるように努める。

2. いじめを受けた生徒の安全の確保

いじめを受けた生徒に対しては、心身の安全を最優先に確保するとともに、当該生徒及び保護者に対する支援を関係者の連携のもとに適切に行うようにする。

学校や各種関係機関、民間団体との連携を十分にとり、協力体制を確立する。

3. いじめに対する毅然とした措置

いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言、その他のいじめ防止のための対策を確実に行っていく。

法(第二十三条)にあるようにいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署へ即座に通報し、連携を図る。

法(第二十五条、第二十六条)にあるようにいじめを行った生徒に対しての懲戒やその保護者に対して出席停止を命ずることがある。

報告体制

